



社会福祉法人ゆめネット いい職場づくりに向けて

(処遇改善計画及び各種人事取り組みについて)

私たちゆめネットの理念は

幸せの創造 ～ひとりでも多くのいい人生だった、へ貢献する～ です。

ご利用者さま、入居者さまのいい人生への貢献はもちろん、

ここで働くみんなにも、やっぱりここでよかった、いい職場だね…とっていただきた
いです。

4年前に、いい職場とは、『楽しく・頼もしい職場～TT現場』と定め、

毎年度少しずつでも前進するように努めています。

過去、法人内で実施をしたアンケートでは「何を頑張ったらお給料が上がるのかわかり
づらい…」「個人 LINE の原則禁止をして欲しい」「有休をもっと自由に使いたい」「研修
や研修補助を充実して欲しい」「コロナで途絶えた交流機会を再開して欲しい」、「ドリー
ムホリデー（連続有休取得応援制度）を復活させて欲しい」「福利厚生を充実されて欲し
い」などなどの声が寄せられました。

まだまだ道途中の取り組みも多いですが、

ゆめネットで働いてよかった！と、ひとりでも多くの方に想ってもらえるように努めて
いきます。

さて、ここでは、処遇改善への取り組みを報告します。

**1. 令和8年4月は、福祉・介護サービス等処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）
を取得します**

2. 令和8年6月以降は、同処遇改善加算Ⅰイ及びⅡイを取得します

具体的な計画は別紙の通りです

なお、令和 8 年 4 月現在、いい職場づくりに向けて、以下の取り組みを実施しています

①法人や事業所の経営理念や想いを言語化した冊子を作成し配布

介護部門では HSS（東山スピリッツスタンダード）を、障害部門では YCS（ゆめネットカルチャースタンダード）をそれぞれ作成し、採用時・入職時、研修時及び通常時において、統一の価値観を醸成できるように取り組んでいます。

②地域の中学校や高等学校の体験学習や実習生の受入れを積極的に実施

中学校の社会学習の一環の他、特別支援学校の実習生の受入れを実施しています。他に、就職を検討している高等学校の生徒の受入れにも積極的に取り組んでいます。

③地域の福祉資源として地元を巻き込んだマルシェの実施

秋には地域の団体と共に、特養施設内にて施設紹介も兼ねたマルシェを開催しました。予想を上回る来場者さんがあり盛況のうちに終わられました。

④キャリアパスを定め「何をやったら給料が上がる？」の解決に取り組み続ける

法人内アンケートにて複数の声が寄せられた『何をやったら給料が上がるのか？』へのお示しです。ただ、やや現状にそぐわなくなっている点もあるため、令和 8 年度より見直しに着手します。

⑤法人内研修の実施、及び法人外研修への参加応援

自主的に選んで参加できる法人内研修の他、外部研修への自薦他薦の実施及び外部講師を招いての研修などを実施しています。

障害と介護の枠を越えての学び合いの機会ももつことができつつあります。

⑥キャリアアップや事業貢献に寄与する資格取得の応援

介護職・支援職に対して、介護従事者初任者研修や強度行動障害支援者基礎研修の全員受講を目指し、受講費補助やシフト調整などを実施しています。

他にキャリアアップに必要な上位資格取得に向けての受講費補助なども実施しています。

（令和 7 年度実施実績：32 件）

⑦入職者のフォロー面談や、上長等によるワンオーナー面談等（試験的）の実施

ひとりで悩み事を抱えることがないように、対面での話し合いの機会を設けています。ただ、面談者のスキルや経験不足もあり、より効果的なものにするための改善も必要と考えています。

⑧業務用チャットの導入

法人内アンケートでの「個人 LINE を使うのはちょっと…」との声に応じて、ほぼす

すべての職員に対し、業務用コミュニケーションツール（LINE WORKS やケアズ）を導入しています。

⑨多様な人材の多様な働き方の実現への取り組み

外国人材の採用に加えて、シルバー層の積極的な採用にも取り組んでいます。令和 7 年度は専用の職員を配置し、このテーマに取り組んできました。今後も法人内の重要テーマとして臨んでいきます。

⑩事故時や緊急時に孤独に困らないための取り組み

事故発生時のマニュアルの整備の他、困った際の SOS を受け付ける窓口の明確化などに取り組み、職員がひとりで途方に暮れることがないように努めています。

⑪外部コンサルタントの力を借りて法人内の課題の可視化に取り組んでいる

自分たちでは当たり前と思っていることでも、実はおかしなこと、不合理なことは多くあると思われます。信頼できる外部コンサルタントの力を借りて客観的に自分たちの問題を見つけ、課題設定して改善に取り組むように努めています。

⑫業務効率化、DX への取り組み

雑務は AI に、支援介護は人が…をモットーに、法人内の IT チームが各種業務の自動化やシステム化に取り組んでいます。ただ、職員の IT への馴染み具合に差があるため、まずは障害部門で試験的に取り組みを強めています。

⑬間接業務の外部委託について

餅は餅屋、ということで、給食や各種メンテナンスなどは、外部の専門業者の力を借りています。限られた人的資源は、介護や支援にできる限り投下できるように努めています。

⑭理念研修や権利擁護研修など心の醸成への取り組み

日々の忙しさについこなす仕事になりがちですが、理念研修や権利擁護研修を定期的に実施することで、迷子になった心が初心に戻れるように努めています。

地味な取り組みですが、いい仲間が集まり定着するには不可欠なものと考えています。

⑮見守りセンサーの導入

特養ではご入居者さまの状況を目視以外の方法でも把握できるように見守りセンサーを導入しています。これにより介護職員の不安の解消も目指しています。

障害部門でもセンサー等の導入は検討しています。

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 名古屋市

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンユメネット		
法人名	社会福祉法人ゆめネット		
法人所在地	〒	454-0869	
	名古屋市 中川区 荒子二丁目60番地		
フリガナ	タカスタカヒサ		
書類作成担当者	鷹巣孝久		
連絡先	電話番号	052-354-5826	E-mail t.takahisa@yumenet.org

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	93,770,812	円
② 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額	(b)	6,994,978	円
令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(c)	96,022,781	円
令和7年度と比較した令和8年度の増加分の配分方法			
③ 令和7年度と比較して令和8年度に増加する加算の見込額(再掲)	(d)	6,994,978	円
④ 令和8年度に③を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(e)	7,576,583	円
	(f)		
	(g)		

【記入上の注意】

- (c)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	33,491,309	円	←
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	36,621,714	円	←

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	

(3) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	

(4) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	○
処遇改善加算の申請時点において、当該要件を満たしていない場合、令和9年3月末までに改善後の賃金要件又は、職場環境等要件について全体から14以上の取組を行うことを誓約します。	

(5) キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	○
-------------------------------	---

(6)職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。*こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当 ○

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑩は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳが対象】

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施するとともに全体から8以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、④の取組を実施している場合は、④の2を選択すること。

【6月以降新規に対象となるサービスが対象】

該当 ○

- ⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、④の取組を実施している場合は、④の2を選択すること。

区分	✓	内容
入職促進に向けた取組	✓	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
	✓	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
	✓	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる
	✓	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
腰痛を含む心身の健康管理	✓	⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	✓	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓	⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓	⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	✓	⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓	⑲業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓	⑲業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓	⑲介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
✓	⑲業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	

	✓	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
		㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。
やりがい・働きがいの醸成		㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	✓	㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓	㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	<input checked="" type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7-1) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員に対する上乘せの賃上げ支援

<p>別紙1表1-1及び表1-2に掲げる障害福祉サービス等事業所について</p> <p>○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑬及び⑰は必須)を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み</p> <p>かつ</p> <p>処遇改善加算Ⅱロの加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>○障害福祉サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している</p> <p>かつ</p> <p>処遇改善加算Ⅱロの加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>別紙1表1-4に掲げる障害福祉サービス等事業所について</p> <p>○「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施している又は実績報告書の提出までに実施する見込み</p> <p>かつ</p> <p>処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>○社会福祉連携推進法人に所属しています。</p> <p>かつ</p> <p>処遇改善加算の加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てています。</p> <p>別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記</p>	○
--	---

(7-2) 処遇改善加算Ⅱロの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てることについて

① 加算Ⅰロ・Ⅱロを取得する事業所において加算Ⅱロの加算額の1/2の見込額	0	円
② 令和8年度特例要件を満たす(誓約する)ことでキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを満たすこととした事業所において加算Ⅱロの加算額の1/2の見込額	0	
③ ①+②の見込額の合計額	0	円 ←
④ 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①+②の見込額以上となること)	36,621,714	円 ←

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> ・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還となる。また、指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 4 月 8 日 法人名 社会福祉法人ゆめネット
代表者 職名 理事長 氏名 鷹巣孝久

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額460万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は満たしているものとする	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
(7)	令和8年度特例要件	障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと 生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	○
・ 誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(個票(4、5月))

法人名 社会福祉法人ゆめネット

【記入上の注意】
オレンジ色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 名古屋市

知遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.2 ①の内数)	14,232,852	円
うち、知遇改善加算IV相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.3①の内数)	4,893,624	円
令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較)	(210,692)	円

【記入上の注意】
改善後の賃金が年額400万円以上であることは、知遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)	
知遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	16
改善後の賃金要件(年額400万円以上)を満たす、職場環境等要件全体で14以上の取組を実施している/誓約する事業所数	16

障害福祉サービス事業所番号	指定権者名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	(参考)令和7年度		令和8年4・5月に算定する知遇改善加算の区分	加算率 (b)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年4月・5月	知遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較)	①月額賃金要件		②③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
					月額賃金要件を満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等						昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額400万円以上)を満たす ※上記要件の代わりに、以下の場合も職場環境等要件全体で14以上の取組を実施している/誓約する	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上と協働に係る取組(知遇改善加算Ⅱの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てている)					
																知遇改善加算Ⅰ	知遇改善加算Ⅱ			
1	2311300368	名古屋市	愛知県 名古屋市 コアラハウス	生活介護	7,803,483	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,264,164	0	429,192	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置加算	生産性向上と協働に係る取組(知遇改善加算Ⅱの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てている)
2	2311300566	名古屋市	愛知県 名古屋市 ゆめとまよ	生活介護	8,624,701	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,397,202	0	474,359	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置加算	生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
3	2311300616	名古屋市	愛知県 名古屋市 ヘルパーチームゆめさほ	居宅介護	6,194,227	知遇改善加算Ⅰ	41.7%	知遇改善加算Ⅱ	40.2%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	4,980,158	(185,626)	1,691,024	○	○	○	○	○		生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
3	2311300616	名古屋市	愛知県 名古屋市 ヘルパーチームゆめさほ	行動支援	39,000	知遇改善加算Ⅰ	38.2%	知遇改善加算Ⅱ	36.7%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	28,626	(1,170)	9,672	○	○	○	○	○		生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
4	2311300616	名古屋市	愛知県 名古屋市 ヘルパーチームゆめさほ	重度訪問介護	23,000	知遇改善加算Ⅰ	34.3%	知遇改善加算Ⅱ	32.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	15,088	(690)	5,037	○	○	○	○	○		生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
5	2310100710	名古屋市	愛知県 名古屋市 コルピ	就労継続支援B型	771,179	知遇改善加算Ⅰ	9.3%	知遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	143,440	0	47,813	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置加算	生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
6	2310100710	名古屋市	愛知県 名古屋市 ゆめちやれ	生活介護		知遇改善加算Ⅰ	8.1%	知遇改善加算Ⅱ	8.0%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)				○	○	○	○	○		生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
7	2320100106	名古屋市	愛知県 名古屋市 ぼるとわーる	共同生活援助(介護サービス包括型)	2,695,429	知遇改善加算Ⅱ	14.4%	知遇改善加算Ⅱ	14.4%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	776,284	0	283,020	○	○	○	○	○		生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
8	2313101111	岡崎市	愛知県 岡崎市 S-topステラ	生活介護	5,140,004	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	832,680	0	282,700	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置加算	生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)
9	2313101715	岡崎市	愛知県 岡崎市 S-topステラⅡ	生活介護	3,226,026	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	知遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	522,616	0	177,431	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置加算	生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組のうち5以上の取組(うち④及び⑤は必須)

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名 社会福祉法人ゆめネット

【記入上の注意】
 ・ **オレンジ色**セルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 名古屋市

合計	全サービス	従前から経過改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに経過改善加算の対象となるサービス	
経過改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式1-2 ①の内数)	79,537,960	79,423,400	114,560	円
うち、経過改善加算対象相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式1-3(1)(イ)の内数)	28,597,685	28,597,685		円
令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較)			7,205,670	円

【記入上の注意】
 ・改善後の資金が年額460万円以上であることは、経過改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件IVについて(「令和8年度の算定予定」について)

経過改善加算Ⅰイ・ロ・エイ・ロの算定を届け出た事業所数	16
改善後の資金要件(年額460万円以上)を満たす、職場環境等要件全体で14以上の取組を実施している/誓約する事業所数	17

障害福祉サービス事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額(経過改善加算を除く)[円] (a)	(参考)令和7年度		令和8年6月以降に算定する経過改善加算の区分	加算率 (b)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	経過改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額(令和7年度の加算率と比較)	①月額資金要件		②③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
		都道府県	市区町村				算定した経過改善加算の区分 ※令和8年3月時点	加算率						月額資金要件を満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額460万円以上)を満たす ※上記要件の代わりに、以下の場合も可能 職場環境等要件全体で14以上の取組を実施	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組・経過改善加算Ⅰロの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てている			
1	2311300368	名古屋市	愛知県	名古屋市	コアラハウス	生活介護	7,803,483	経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	7,257,240	936,420	2,614,165	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
2	2311300568	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆめとまよ	生活介護	8,624,701	経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	8,020,970	1,034,960	2,889,275	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
3	2311300616	名古屋市	愛知県	名古屋市	ヘルパーチームゆめさば	居宅介護	6,194,227	経過改善加算Ⅰ	41.7%	経過改善加算Ⅰイ	43.1%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	26,697,120	867,190	9,353,285	○	○	○	○	○		
3	2311300616	名古屋市	愛知県	名古屋市	ヘルパーチームゆめさば	行動支援	39,000	経過改善加算Ⅰ	38.2%	経過改善加算Ⅰイ	39.6%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	154,440	5,460	54,015	○	○	○	○	○		
4	2311300616	名古屋市	愛知県	名古屋市	ヘルパーチームゆめさば	重度訪問介護	23,000	経過改善加算Ⅰ	34.3%	経過改善加算Ⅰイ	35.7%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	82,110	3,220	28,520	○	○	○	○	○		
5	2310100710	名古屋市	愛知県	名古屋市	コルポ	就労継続支援B型	771,179	経過改善加算Ⅰ	9.3%	経過改善加算Ⅰイ	10.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	809,740	92,540	285,335	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
6	2310100710	名古屋市	愛知県	名古屋市	ゆめちやれ	生活介護		経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.2%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)				○	○	○	○			
7	2320100106	名古屋市	愛知県	名古屋市	ぼるとわーる	共同生活援助(介護サービス包括型)	2,695,429	経過改善加算Ⅱ	14.4%	経過改善加算Ⅰイ	16.0%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,312,690	431,270	1,630,735	○	○	○	○	○		
8	2313101111	岡崎市	愛知県	岡崎市	S-topステラ	生活介護	5,140,004	経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	4,780,200	618,800	1,721,900	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
9	2313101715	岡崎市	愛知県	岡崎市	S-topステラⅡ	生活介護	3,226,026	経過改善加算Ⅰ	8.1%	経過改善加算Ⅰイ	9.3%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	3,000,200	387,120	1,080,720	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	
10	2313101362	岡崎市	愛知県	岡崎市	S-topステラジョブ	就労継続支援B型	3,155,298	経過改善加算Ⅰ	9.3%	経過改善加算Ⅰイ	10.5%	令和8年6月~令和9年3月(10ヶ月)	3,313,060	378,640	1,167,460	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算	

障害福祉サービス事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額 (処遇改善加算を除く)[円] (a)	(参考)令和7年度		令和8年度6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (b)	算定対象月 (c) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c)	令和8年度に増加する加算額の見込額 (令和7年度の加算率と比較)	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ 改善後の資金要件(年額460万円以上)を満たす ※上記要件の代わりに、以下の場合も可 職場環境等要件全体で14以上の取組を実施	⑥キャリアパス要件Ⅴ 配置等要件の状況が分かる加算の算定状況	⑦令和8年度特例要件 生産性向上や協働化に係る取組・処遇改善加算Ⅱの加算額の1/2以上を基本給等の改善に充てている	記入上の注意		
		都道府県	市区町村				算定した処遇改善加算の区分 ※令和8年3月時点	加算率						月額資金要件を満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等								昇給の仕組みの整備等
11	2312101128	岡崎市	愛知県	S-topリゾート	短期入所	468,638	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	18.6%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	871,670	126,530	332,735	○	○	○	○	○	対象加算なし				
12	2353100353	岡崎市	愛知県	S-topキッズ	放課後等デイサービス	2,201,321	処遇改善加算Ⅰ	13.4%	15.5%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	3,412,050	462,280	1,309,785	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算				
13	2310500513	愛知県	愛知県	あま市 ている	生活介護	7,787,792	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	9.3%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	7,242,650	934,540	2,608,910	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算				
14	2320500156	愛知県	愛知県	大治町 第1大治ぼると	共同生活援助(介護サービス包括型)	3,834,380	処遇改善加算Ⅰ	14.7%	16.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	6,135,010	498,470	2,319,800	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算				
15	2311302059	名古屋市	愛知県	名古屋市 Flap	生活介護	3,585,216	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	9.3%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	3,334,250	430,230	1,201,045	○	○	○	○	○	福祉専門職員配置等加算				
16	2331300042	名古屋市	愛知県	名古屋市 ゆめれん相談支援センター	計画相談支援	224,620			5.1%		令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	114,560		0	○	○	○	○					

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先	愛知県
-----	-----

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンユメネット		
法人名	社会福祉法人ゆめネット		
法人所在地	〒	454-0869	
	名古屋市中川区荒子二丁目60番地		
フリガナ	タカスタカヒサ		
書類作成担当者	鷹巣孝久		
連絡先	電話番号	052-354-5826	E-mail t.takahisa@yumeneto.org

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	63,583,108 円
② 令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	67,406,627 円

【記入上の注意】

- (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			○
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		22,366,772 円	←
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		29,675,061 円	←

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	×
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	✓

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	×
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	✓

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに必要な賃金改善を行うことを誓約します。	

-
-
-
-

(5)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

--	--

(6)職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	✓
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	

【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑫は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	誓約 ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	誓約 ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。	
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4, 5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

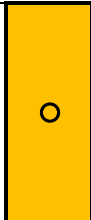


ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	<input checked="" type="checkbox"/>	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7) 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

- 訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。
- 施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。
(小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)
- 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。



別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記

4 要件を満たすことの確認・証明

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	
<input checked="" type="checkbox"/> ・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。



本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 4 月 8 日 法人名 社会福祉法人ゆめネット
代表者 職名 理事長 氏名 鷹巣孝久

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
	令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
(7)	令和8年度特例要件	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
		生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・	必要な項目が全て選択されていること	○
・	誓約・記名が行われていること	○

